

発 起 人 決 定 書

株式会社（以下「新会社」という）の設立に関して、新会社発起人全員は以下の事項を決定する。

1. 新会社は設立に際して 100 株を発行するものとし、その発行価額は 1 株につき金 100 円とする。
2. 下記の者は新会社発起人として新会社設立のために 1 株を引受け、金 100 円を払い込み、残り 99 株については、次のとおり割当てる。

79 株

20 株

3. 設立時募集株式と引換えに払い込む金銭の額は、1 株金 100 円とする。
4. 設立時募集株式と引換えにする金銭の払込期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
5. 銀行 店を株式払込取扱銀行とする。
6. 成立後の新会社の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

資 本 金	金 1 万円
資本準備金	金 0 円

7. 新会社の本店は下記の場所に置く。

本店 東京都 区 丁目 番号

上記の証として、本書を作成し記名捺印する。

平成 年 月 日

株式会社

発起人